

佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第26号

佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>施設管理課</p> <p>伊岐佐ダム、平木場ダム、有田ダム、竜門ダム、都川内ダム、本部ダム、矢筈ダム、狩立・日ノ峯ダム、岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム<u>及び</u>中木庭ダムの管理（操作及び維持に限る。）に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>施設管理課</p> <p>伊岐佐ダム、平木場ダム、有田ダム、竜門ダム、都川内ダム、本部ダム、矢筈ダム、狩立・日ノ峯ダム、岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム、<u>中木庭ダム及び井手口川ダム</u>の管理（操作及び維持に限る。）に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。